# 訪 問 介 護・介護予防訪問介護相当サービス

# 重要事項説明書

〈平成30年4月1日現在〉

1. 事業所(本巣市ヘルパーステーションもとす)が提供するサービスに関する相談窓口

電話番号 0581-34-2944(代表)

相談時間 午前8時30分~午後5時15分

但し、年末年始(12月29日~1月3日)は除く。

担当(

※ ご不明な点があれば、何でもお尋ねください。

### 2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	本巣市ヘルパーステーションもとす	ねお		
所 在 地	岐阜県本巣市曽井中島1170番地6 根尾門脇522番地			
介護保険指定番号	訪問介護 (岐阜県 2173400231号)			
サービスの提供地域	本巣市・北方町・大野町・瑞穂市・岐阜市			
	(但し介護予防訪問介護相当サービス事業は本巣市、北方			
	町及び瑞穂市とする。)			

※上記以外の地域の方でも、サービスをご希望の方はご相談ください。

# (2) 事業所の職員体制

		もとす		ねお			
	資 格	常勤	非常勤	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士					職員の管理	
兼サービス提供							
責任者		1名				訪問介護	1名
サービス提供	介護福祉士					提供責任者	
責任者		2名				訪問介護	2名
訪問介護員	介護福祉士		3名			訪問介護	
	1~2級					訪問介護	9名
	修了者		3名		3名		

#### (3)サービスの提供時間

月曜日~土曜日 但し年末年始(12月29日~1月3日)は除く午前8時~午後6時

## 3. サービスの内容

#### (1)身体介護

◇食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位交換・通院等の介助等 (おむつ交換・衣類着脱の介助・洗髪・保清・体位交換・シーツ交換 移動介助・与薬(服薬介助)・検温等) (2) 生活援助

◇買い物・調理・掃除・洗濯等(関係機関との連絡、病院への薬取りなど)

(3)身体生活

◇身体介護と生活援助を合わせてのサービス

#### 4. 利用料金

#### (1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割又は2割です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービスは全額自己負担となります。

- ◇ 利用料金設定の時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス 計画(ケアプラン)に定められた目安の時間帯を基準とします。
- ◇ やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

#### (2) キャンセル

キャンセルが必要となった場合は、サービス提供の前日の17時迄にご連絡下さい (もとす 電話0581-34-2944 090-7048-0689)

(ね お 電話0581-38-3135 090-5605-2932)

当日のキャンセルは、サービス対価の半額を頂きます。 (緊急事態を除く) (要支援の方は、キャンセル料は発生しません)

### (3) その他

- ①利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気 等の費用は、利用者ご負担になります。
- ②事業者は、当月の料金の合計額を通知書に明細を付して、翌月15日以降に 利用者に送付します。
- ③利用者は、当月の料金の合計額を翌々月10日までに(口座自動引き落としの方法で)支払います。
- ④事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を 発行します。
- ⑤事業所は、サービス提供困難時や、安全性確保のために気象状況の変化による 警報発令・暴風雨・豪雪などで危険を伴う場合、予定の訪問を調整させて頂く ことがあります。
- ⑥利用者が、感染症(インフルエンザ等)に掛かった場合はご連絡下さい。 予定の訪問を調整させていただくことがあります。
- ⑦サービスの提供地域以外の利用者は、距離に応じた交通費のご負担があります。 事業所の事業実施地域を超えたところから1キロメートル当たり50円

#### 5. サービスの利用方法

#### (1)サービスの利用開始

契約を結び、訪問介護計画、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づいたサービ スの提供を開始します。

\*居宅介護サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と ご相談ください。

#### (2) サービスの終了

- ①利用者のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の1週間前までに、書面でお申し出ください。
- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了する場合は、終了 1ヶ月前までに文書で通知いたします。

#### ③自動終了

- 介護保健施設に入所した場合
- ・要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

### 4その他

- ・正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様 やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は書面で解 約を通知することによって、サービスを中止することができます。
- ・利用者がサービス利用料の支払いが3ヶ月以上遅延したり、利用者やご家族等が当事業者の訪問介護員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、書面で通知することにより直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。

# 6. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

#### (1) 運営の方針

日常生活を営むために支障がある要介護者に対して、訪問介護員を派遣し要介護者の日常生活の世話を行い、健全で安らかな生活を営むことができるよう援助します。

居宅介護支援事業者、保健・医療・福祉サービス提供機関等との親密な連携を 図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

#### (2) サービス利用に関すること

事 項	有 無	備考
訪問介護員の変更	0	当事業所の都合により、介護員が交代することがあります。サービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします
訪問介護員の研修	0	もとすホームヘルパー協議会研修参加、 その他各種研修の参加を実施しています
個別援助計画の作成	0	相互の確認をします
その他	0	当事業所のやむを得ない理由でサービス 提供を終了させて頂く場合、1ヶ月前に 文書で通知します

### 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、 主治医、救急隊、家族・親戚、居宅介護支援事業所へ連絡をいたします。

竪糸	主治医	病院•医院名
急		主治医氏名•電話
		Tel
· 連 · 絡	ご家族	住 所
先		氏 名
		電話番号
	親戚	住 所
		氏 名
		電話番号

# 8. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 訪問介護に関する相談、要望、苦情を承ります。

本巣市ヘルパーステーションもとす 本巣市曽井中島1170番地6 電話 0581-34-2944

担当者 小野島 昌子

# (2) 当事業所の業務に関する苦情

本巣市社会福祉協議会

本巣市下真桑1199番地1 電話 058-324-8989

担当者 事務局長 岡崎 誠

#### (3) その他

当事業所以外に、下記でも相談、苦情を伝えることができます。 もとす広域連合 介護保険課 本巣市宗慶365番地 電話 058-320-2266

#### 9. 利用者及び家族の個人情報の保護について

- (1)使用目的
  - ①介護サービスの提供
  - ②訪問介護計画・介護予防訪問介護相当サービス計画を立案し円滑にサービスが提供される為のサービス担当者会議での情報提供
  - ③介護支援専門員とサービス事業者との連絡調整
  - ④他の居宅サービス事業者からの照会、居宅介護支援事業所(包括支援センター等含む)からの照会
  - ⑤行政機関への相談又は届け出等
  - 6 医療機関、主治医との連携
  - ⑦介護保険請求の為の事務関係
  - ⑧賠償責任保険等に係わる保険会社等への相談や届け出等
  - ⑨その他サービス提供に関して必要がある時

## (2)使用する条件

- ①必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外に漏れることがないように 注意いたします。
- ②個人情報を使用した場合、その内容や提供した相手について記録しておきます。
- \*「個人情報」とは、本人、個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が 識別され又は識別され得るもの。
- (3)使用する期間

平成 年 月 日からサービスを提供している期間

	平成	年	月	В
訪問介護の提供にあたり、利用者及び代理人に対 重要な事項を説明しました。	して、契	約書及び本	書に基づい	て
《事業所》				
所在地 〒501-1205 本巣市曽井中島	1170	番地6		
名 称 本巣市ヘルパース	テーショ	ンもとす		
説明者 所属 社会福祉法 本巣 <u>氏名</u>		市社会福祉ーステーシ		<b>(</b> II)
私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問け、同意しました。	介護につ	いての重要	事項の説明	用を受
《利用者》				
住 所 本巣市				
<u>氏</u> 名			<u> </u>	
《家族・代理人》利用者本人が署 <u>住</u> 所			筆者	
氏 名				
利用者との関係			_	
《個人情報保護に関する家族の同意	意》			
住 所				